

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月25日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	射水市
4. 届出番号	25
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=17852">http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=17852</a>

執行機関名 射水市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	射水市副食費給付事業実施要綱(令和元年射水市告示第203号)による幼稚園の副食費の給付に関する事務
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表1 第2の項  射水市副食費給付事業実施要綱(令和元年射水市告示第203号)による幼稚園の副食費の給付に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項3号	射水市副食費給付事業実施要綱(令和元年射水市告示第203号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき食事の提供に関する費用の徴収を免除する。	この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者又は法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者(以下「保護者」という。)のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき食事の提供(附則第2項に規定する場合を除き、副食の提供に限る。)に要する費用(以下「副食費」という。)の一部について、予算の範囲内において給付(以下「給付」という。)することに関し必要な事項を定めるものとする
⑦独自利用事務の関連規範		射水市副食費給付事業実施要綱(令和元年射水市告示第203号)